

令和4年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について
～ 事故防止に関する安全点検及びテロ対策等の点検 ～
(トラック関係抜粋)

令和4年12月5日
山形運輸支局長

第1 目的

- 輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には、大きな被害となることが予想されることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下で自主点検等を実施し、安全意識の向上を図る。
 - テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。さらに、本年7月には元総理襲撃事案も発生し、令和5年の我が国におけるG7広島サミットの開催も控えていることから、テロや傷害事件等対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期す必要がある。
 - 新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されたところであり、対策の着実な実施に努める必要がある。
- このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する。

第2 期間

令和4年12月10日（土）～令和5年1月10日（火）

第3 重点点検事項

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- 3 テロ等防止のための警戒体制の整備状況、テロ等発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ等発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の実施状況

第4 実施要領

下記の第5留意事項により自主点検を行い、その結果を「自主点検表（トラック）」に記入する。

第5 留意事項

- 1 総点検は、現場のみに任せることなく、経営トップを総点検最高責任者に選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- 2 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。 以上